【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年9月7日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川上　豊
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＭＡＸＩＳ　Ｊリート上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月6日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部＿は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。
なお、「第二部　ファンド情報　第１　ファンド状況　５　運用状況」、「第二部　ファンド情報　第３　ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜更新後＞

当ファンドは、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象指数（東証ＲＥＩＴ指数）の変動率に一致させることを目的として運用を行います。
追加信託の限度額は、5,000億円相当額です。
＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合	ＭＭＦ ＭＲＦ ＥＴＦ	インデックス型 特殊型（　　）

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性（　　） 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合（　　）	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり（　） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他（東証ＲＥＩＴ指数）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他（　　）

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「ＭＲＦ及びMMＦの運営に関する規則」に規定するMMＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「ＭＲＦ及びMMＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）		信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

対象指数（東証REIT指数）の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

投資方針

東証REIT指数に連動する成果をめざして運用を行います。

東証REIT指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の不動産投資信託証券に対する投資として運用することを目的とし、ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を東証REIT指数の変動率に一致させるよう運用を行います。
個別銘柄の口数の比率は、東証REIT指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される口数の比率程度を維持することを原則とします。

<東証REIT指数について>

東証REIT指数とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象とした「時価総額加重型」の指数です。東証REIT指数は、2003年（平成15年）3月31日の時価総額を1,000ポイントとして、算出・公表されます。(注1)
算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、基準時の時価総額（基準時価総額）を修正します。(注2)

（注1）算出方法：算出時の時価総額÷基準時価総額×1,000
（注2）基準時価総額の修正方法：
新・基準時価総額
＝旧・基準時価総額×（修正日前営業日の時価総額±修正額）÷修正日前営業日の時価総額

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1：投資対象ユニバースの作成
↓ ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2：ポートフォリオ案の作成
↓ モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3：売買執行
↓ 売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4：モニタリング
一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。
金融商品取引所における売買単位は1口単位です。
取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。
<金融商品取引所>
・東京証券取引所（2014年2月25日に新規上場）

取得申込みは不動産投資信託証券によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、不動産投資信託証券による取得申込み（追加設定）を行うことができます。
委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な不動産投資信託証券の銘柄およびそれぞれの口数を指定します。取得申込者はこれらの不動産投資信託証券を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。
原則として、金銭による取得申込みを行うことはできません。

受益権と引換えに不動産投資信託証券を交付（交換）します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の不動産投資信託証券と交換することができます。
委託会社は、あらかじめ交換できる不動産投資信託証券の銘柄およびそれぞれの口数を指定します。
なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

■主な投資制限

・同一銘柄の投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
・外貨建資産への投資は行いません。
・有価証券指数等先物取引等を行うことができます。
・デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

年4回の決算時に分配を行います。

・年4回の決算時（3・6・9・12月の各8日）に分配を行います。
・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●「MAXIS（マクシス）」の由来

「MAXIS（マクシス）」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF（上場投資信託）シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高（MAX）の品質」と「お客さまの投資の中心軸（AXIS）」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

「東証REIT指数」の著作権等について
東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
JPXは、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
JPXは、東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
JPXは、東証REIT指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
本件インデックス・ファンドは、東証REIT指数の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本件インデックス・ファンドの基準価額と東証REIT指数の指数値が著しくカイ離することがあります。
本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。
JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。
JPXは、委託会社又は本件商品の購入者のニーズを東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。
以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2025年12月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号
・設立年月日
1985年8月1日
・資本金
2,000百万円
・沿革
1997年5月　東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月　東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月　三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月　三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023年10月　エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

＜訂正後＞

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2026年6月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号

・設立年月日
1985年8月1日

・資本金
2,000百万円

・沿革
1997年5月　東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月　東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月　三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月　三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023年10月　エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（５）【投資制限】

＜訂正前＞

＜信託約款に定められた投資制限＞

①外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

②投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③信用取引

信用取引の指図は行いません。

④有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑤資金の借入れ

資金の借入れを行いません。

⑥投資する投資信託証券の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する投資信託証券は、金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券とします。ただし、投資主（当該投資信託証券の受益者を含みます。以下同じ。）への割当により取得する不動産投資信託証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定の不動産投資信託証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑦有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する投資信託証券（金融商品取引所に上場されているものに限ります。以下⑦において同じ。）を、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑨信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜訂正後＞

＜信託約款に定められた投資制限＞

①外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

②投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③信用取引

信用取引の指図は行いません。

④有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑤資金の借入れ

資金の借入れを行いません。

⑥投資する投資信託証券の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する投資信託証券は、金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券とします。ただし、投資主（当該投資信託証券の受益者を含みます。以下同じ。）への割当により取得する不動産投資信託証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定の不動産投資信託証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑦有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する投資信託証券（金融商品取引所に上場されているものに限ります。以下⑦において同じ。）を、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑨信用リスクの分散規制

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

＜更新後＞

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。
また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれ

が予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスクを伴います。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、当ファンドが損失を被る可能性があります。
・当ファンドは、交換時期に制限がありますのでご留意ください。
・当ファンドは、東証ＲＥＩＴ指数の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、不動産投信指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数における各銘柄の構成比率と当ファンドにおける各銘柄の組入比率が完全に一致しないこと、当該指数を構成する銘柄が変更になること、取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の分配金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の要因によりカイ離を生じることがあります。
・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、１口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。
・対象指数との連動性を保つために特定の銘柄に集中投資することがあります。そのため、当該銘柄の影響を大きく受ける場合があります。
・当ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格は当ファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、当ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行

い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2021年7月末～2026年6月末)

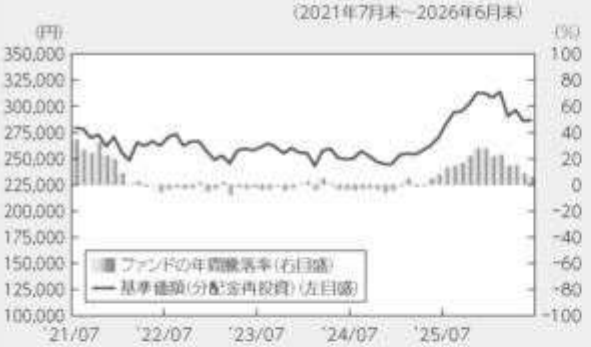

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2021年7月末～2026年6月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

４【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

＜更新後＞

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315％（所得税15.315％、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315％（所得税15.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

２．収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315％（所得税15.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

３．受益権と現物不動産投資信託証券との交換時

受益権と現物不動産投資信託証券との交換についても上記１．と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

※上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドはＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ＮＩＳＡをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やＥＴＦなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し（ＥＴＦの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

２．収益分配金の受取り時

15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

３．受益権と現物不動産投資信託証券との交換時

受益権と現物不動産投資信託証券との交換についても上記１．と同様の取扱いとなります。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【ＭＡＸＩＳ　Ｊリート上場投信】

（１）【投資状況】

2026年 6月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資証券	日本	227,268,623,100	97.50
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	5,832,584,692	2.50
純資産総額		233,101,207,792	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2026年 6月30日現在
（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引	買建	日本	5,832,612,500	2.50

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2026年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(％)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	129,150	121,800.86	15,730,581,069	125,900	16,259,985,000	6.98
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	112,300	112,304.5	12,611,795,350	115,800	13,004,340,000	5.58
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	111,022	109,402.89	12,146,127,653	112,100	12,445,566,200	5.34
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	68,132	149,002.62	10,151,846,505	151,800	10,342,437,600	4.44
日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人	70,351	132,502.88	9,321,710,110	137,400	9,666,227,400	4.15
日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人	62,345	154,903.34	9,657,448,732	154,900	9,657,240,500	4.14
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	110,065	83,104.42	9,146,887,987	86,800	9,553,642,000	4.10
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	85,203	93,900.5	8,000,604,301	97,500	8,307,292,500	3.56
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	66,569	118,202.39	7,868,614,899	120,500	8,021,564,500	3.44
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	49,294	158,203.37	7,798,476,920	162,100	7,990,557,400	3.43
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	91,129	75,006.1	6,835,230,886	79,300	7,226,529,700	3.10
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	118,025	60,003.09	7,081,864,697	59,800	7,057,895,000	3.03
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	44,026	149,700.54	6,590,715,974	150,400	6,621,510,400	2.84
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	39,029	140,201.99	5,471,943,467	141,900	5,538,215,100	2.38
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	59,285	92,603.22	5,489,981,897	93,300	5,531,290,500	2.37
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	47,213	104,701.71	4,943,281,834	107,800	5,089,561,400	2.18
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	63,111	78,898.08	4,979,336,726	76,600	4,834,302,600	2.07
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	33,010	132,104.75	4,360,777,797	137,100	4,525,671,000	1.94

日本	投資証券	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	36,913	121,100.49	4,470,182,387	121,900	4,499,694,700	1.93
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	42,387	91,502.28	3,878,507,142	94,900	4,022,526,300	1.73
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	26,809	143,900.63	3,857,831,989	146,000	3,914,114,000	1.68
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	32,393	102,100	3,307,325,300	103,300	3,346,196,900	1.44
日本	投資証券	イオンリート投資法人	25,963	121,101.59	3,144,160,581	123,000	3,193,449,000	1.37
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	24,747	126,101.84	3,120,642,234	128,600	3,182,464,200	1.37
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	31,305	98,701.09	3,089,837,622	99,500	3,114,847,500	1.34
日本	投資証券	森トラストリート投資法人	41,212	72,102.23	2,971,477,102	74,300	3,062,051,600	1.31
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	37,577	80,700.71	3,032,490,579	80,400	3,021,190,800	1.30
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	18,893	152,201.91	2,875,550,685	155,300	2,934,082,900	1.26
日本	投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	21,529	129,104.07	2,779,481,523	136,200	2,932,249,800	1.26
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	8,657	315,508.94	2,731,360,893	327,000	2,830,839,000	1.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 6月30日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	97.50
合計	97.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

2026年 6月30日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
不動産投信指数先物取引	大阪取引所	東証ＲＥＩＴ　２６年０９月限	買建	3,263	円	5,706,562,930	5,832,612,500	2.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年6月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1口当たりの純資産価額）		東京証券取引所取引価格
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第11計算期間末日　(2016年 9月 8日)	55,316,759,014	55,783,495,133	1,848.89	1,864.49	1,870
第12計算期間末日　(2016年12月 8日)	65,688,184,927	66,030,952,356	1,820.59	1,830.09	1,812
第13計算期間末日　(2017年 3月 8日)	67,418,593,617	68,179,902,889	1,806.54	1,826.94	1,817
第14計算期間末日　(2017年 6月 8日)	75,678,179,033	76,098,530,335	1,764.35	1,774.15	1,774
第15計算期間末日　(2017年 9月 8日)	84,336,099,345	85,225,441,439	1,687.97	1,705.77	1,693
第16計算期間末日　(2017年12月 8日)	87,955,033,599	88,531,264,199	1,679.02	1,690.02	1,681
第17計算期間末日　(2018年 3月 8日)	98,021,490,967	99,261,164,376	1,692.11	1,713.51	1,695
第18計算期間末日　(2018年 6月 8日)	114,663,975,141	115,354,900,228	1,759.15	1,769.75	1,764

第19計算期間末日　(2018年 9月 8日)	122,300,891,021	123,628,600,032	1,768.59	1,787.79	1,772
第20計算期間末日　(2018年12月 8日)	131,920,840,864	132,705,456,641	1,849.48	1,860.48	1,850
第21計算期間末日　(2019年 3月 8日)	135,948,460,400	137,672,074,387	1,861.43	1,885.03	1,863
第22計算期間末日　(2019年 6月 8日)	150,824,678,217	151,649,728,627	1,956.03	1,966.73	1,956
第23計算期間末日　(2019年 9月 8日)	168,161,932,743	169,863,346,290	2,154.64	2,176.44	2,151
第24計算期間末日　(2019年12月 8日)	163,165,376,572	164,003,403,864	2,219.60	2,231.00	2,217
第25計算期間末日　(2020年 3月 8日)	166,355,478,369	168,293,709,681	2,077.05	2,101.25	2,084
第26計算期間末日　(2020年 6月 8日)	130,717,683,361	131,596,981,165	1,783.94	1,795.94	1,781
第27計算期間末日　(2020年 9月 8日)	136,035,244,407	137,711,577,240	1,744.74	1,766.24	1,749
第28計算期間末日　(2020年12月 8日)	139,806,159,193	140,741,314,409	1,734.21	1,745.81	1,732
第29計算期間末日　(2021年 3月 8日)	162,243,401,717	164,098,413,218	1,932.91	1,955.01	1,938
第30計算期間末日　(2021年 6月 8日)	181,997,991,033	182,912,362,931	2,189.46	2,200.46	2,190
第31計算期間末日　(2021年 9月 8日)	191,833,537,677	193,629,970,102	2,189.11	2,209.61	2,184
第32計算期間末日　(2021年12月 8日)	174,280,996,344	175,162,784,469	2,095.04	2,105.64	2,092
第33計算期間末日　(2022年 3月 8日)	161,390,109,829	163,328,273,175	1,906.87	1,929.77	1,907
第34計算期間末日　(2022年 6月 8日)	172,856,679,054	173,786,963,571	2,062.50	2,073.60	2,059.5
第35計算期間末日　(2022年 9月 8日)	160,986,695,263	162,885,984,356	2,059.71	2,084.01	2,061.5
第36計算期間末日　(2022年12月 8日)	164,023,741,660	164,942,380,335	1,981.91	1,993.01	1,981.5
第37計算期間末日　(2023年 3月 8日)	165,694,345,457	167,917,862,395	1,855.52	1,880.42	1,859.5
第38計算期間末日　(2023年 6月 8日)	179,323,721,191	180,393,093,199	1,894.90	1,906.20	1,892.5
第39計算期間末日　(2023年 9月 8日)	190,597,179,900	193,105,525,141	1,945.22	1,970.82	1,947.5
第40計算期間末日　(2023年12月 8日)	186,484,429,197	187,661,233,741	1,854.06	1,865.76	1,853.5
第41計算期間末日　(2024年 3月 8日)	190,375,536,476	193,218,504,065	1,720.97	1,746.67	1,730
第42計算期間末日　(2024年 6月 8日)	205,622,164,149	207,032,178,528	1,764.54	1,776.64	1,770.5
第43計算期間末日　(2024年 9月 8日)	218,623,438,204	221,795,855,130	1,784.87	1,810.77	1,787.5
第44計算期間末日　(2024年12月 8日)	211,911,670,231	213,512,525,500	1,681.15	1,693.85	1,689
第45計算期間末日　(2025年 3月 8日)	212,404,515,264	216,191,980,676	1,693.64	1,723.84	1,697.5
第46計算期間末日　(2025年 6月 8日)	220,117,151,663	221,770,674,053	1,797.12	1,810.62	1,794.5
第47計算期間末日　(2025年 9月 8日)	239,473,704,631	242,923,452,415	1,943.70	1,971.70	1,951
第48計算期間末日　(2025年12月 8日)	239,741,828,145	241,412,506,371	2,009.00	2,023.00	2,008
第49計算期間末日　(2026年 3月 8日)	231,823,513,592	235,625,782,700	2,012.00	2,045.00	2,018
第50計算期間末日　(2026年 6月 8日)	225,279,667,097	226,897,201,431	1,810.56	1,823.56	1,812
2025年 6月末日	222,944,430,277	—	1,829.02	—	1,831.5
7月末日	223,793,925,857	—	1,919.48	—	1,917.5
8月末日	244,475,171,102	—	1,994.46	—	1,998.5
9月末日	237,289,268,604	—	1,972.54	—	1,973
10月末日	238,261,202,276	—	2,020.08	—	2,032
11月末日	245,780,439,350	—	2,088.81	—	2,091
12月末日	243,936,751,390	—	2,074.27	—	2,076
2026年 1月末日	235,546,033,428	—	2,046.19	—	2,052
2月末日	242,159,201,839	—	2,082.28	—	2,089
3月末日	218,192,671,399	—	1,897.11	—	1,912

4月末日	226,301,101,127	—	1,935.25	—	1,937
5月末日	228,454,235,359	—	1,868.37	—	1,872
6月末日	233,101,207,792	—	1,857.60	—	1,865

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第11計算期間	15円60銭
第12計算期間	9円50銭
第13計算期間	20円40銭
第14計算期間	9円80銭
第15計算期間	17円80銭
第16計算期間	11円00銭
第17計算期間	21円40銭
第18計算期間	10円60銭
第19計算期間	19円20銭
第20計算期間	11円00銭
第21計算期間	23円60銭
第22計算期間	10円70銭
第23計算期間	21円80銭
第24計算期間	11円40銭
第25計算期間	24円20銭
第26計算期間	12円00銭
第27計算期間	21円50銭
第28計算期間	11円60銭
第29計算期間	22円10銭
第30計算期間	11円00銭
第31計算期間	20円50銭
第32計算期間	10円60銭
第33計算期間	22円90銭
第34計算期間	11円10銭
第35計算期間	24円30銭
第36計算期間	11円10銭
第37計算期間	24円90銭
第38計算期間	11円30銭
第39計算期間	25円60銭
第40計算期間	11円70銭
第41計算期間	25円70銭
第42計算期間	12円10銭
第43計算期間	25円90銭
第44計算期間	12円70銭
第45計算期間	30円20銭
第46計算期間	13円50銭
第47計算期間	28円00銭

第48計算期間	14円00銭
第49計算期間	33円00銭
第50計算期間	13円00銭

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第11計算期間	△1.74
第12計算期間	△1.01
第13計算期間	0.34
第14計算期間	△1.79
第15計算期間	△3.32
第16計算期間	0.12
第17計算期間	2.05
第18計算期間	4.58
第19計算期間	1.62
第20計算期間	5.19
第21計算期間	1.92
第22計算期間	5.65
第23計算期間	11.26
第24計算期間	3.54
第25計算期間	△5.33
第26計算期間	△13.53
第27計算期間	△0.99
第28計算期間	0.06
第29計算期間	12.73
第30計算期間	13.84
第31計算期間	0.92
第32計算期間	△3.81
第33計算期間	△7.88
第34計算期間	8.74
第35計算期間	1.04
第36計算期間	△3.23
第37計算期間	△5.12
第38計算期間	2.73
第39計算期間	4.00
第40計算期間	△4.08
第41計算期間	△5.79
第42計算期間	3.23
第43計算期間	2.61
第44計算期間	△5.09
第45計算期間	2.53
第46計算期間	6.90
第47計算期間	9.71

第48計算期間	4.07
第49計算期間	1.79
第50計算期間	△9.36

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第11計算期間	5,828,000	738,803	29,918,982
第12計算期間	6,161,800	―	36,080,782
第13計算期間	3,459,100	2,220,800	37,319,082
第14計算期間	6,607,400	1,033,492	42,892,990
第15計算期間	12,985,400	5,915,351	49,963,039
第16計算期間	4,784,200	2,362,639	52,384,600
第17計算期間	6,283,600	739,536	57,928,664
第18計算期間	9,620,500	2,367,552	65,181,612
第19計算期間	7,609,000	3,639,101	69,151,511
第20計算期間	7,857,600	5,680,404	71,328,707
第21計算期間	8,585,800	6,880,016	73,034,491
第22計算期間	10,876,100	6,803,076	77,107,515
第23計算期間	7,853,100	6,914,122	78,046,493
第24計算期間	7,543,800	12,079,127	73,511,166
第25計算期間	8,680,200	2,099,163	80,092,203
第26計算期間	3,375,300	10,192,686	73,274,817
第27計算期間	7,103,000	2,408,848	77,968,969
第28計算期間	3,265,300	617,440	80,616,829
第29計算期間	6,693,100	3,372,757	83,937,172
第30計算期間	5,632,400	6,444,854	83,124,718
第31計算期間	11,307,600	6,801,468	87,630,850
第32計算期間	6,133,800	10,577,091	83,187,559
第33計算期間	5,220,400	3,772,005	84,635,954
第34計算期間	2,573,100	3,399,638	83,809,416
第35計算期間	4,080,200	9,729,571	78,160,045
第36計算期間	5,779,900	1,179,704	82,760,241
第37計算期間	8,838,800	2,301,172	89,297,869
第38計算期間	7,067,900	1,731,078	94,634,691
第39計算期間	5,317,200	1,969,655	97,982,236
第40計算期間	3,774,200	1,174,851	100,581,585
第41計算期間	11,639,200	1,599,478	110,621,307
第42計算期間	8,350,300	2,441,493	116,530,114
第43計算期間	7,345,400	1,388,374	122,487,140
第44計算期間	4,737,900	1,173,444	126,051,596
第45計算期間	4,529,600	5,168,434	125,412,762
第46計算期間	3,525,300	6,454,922	122,483,140

第47計算期間	9,140,400	8,418,262	123,205,278
第48計算期間	3,585,300	7,456,419	119,334,159
第49計算期間	3,531,000	7,644,883	115,220,276
第50計算期間	11,174,800	1,969,358	124,425,718

（注）解約口数は、交換口数を表示しております。

≪参考情報≫

運用実績

2026年6月30日現在

■基準価額・純資産の推移　2016年6月30日～2026年6月30日

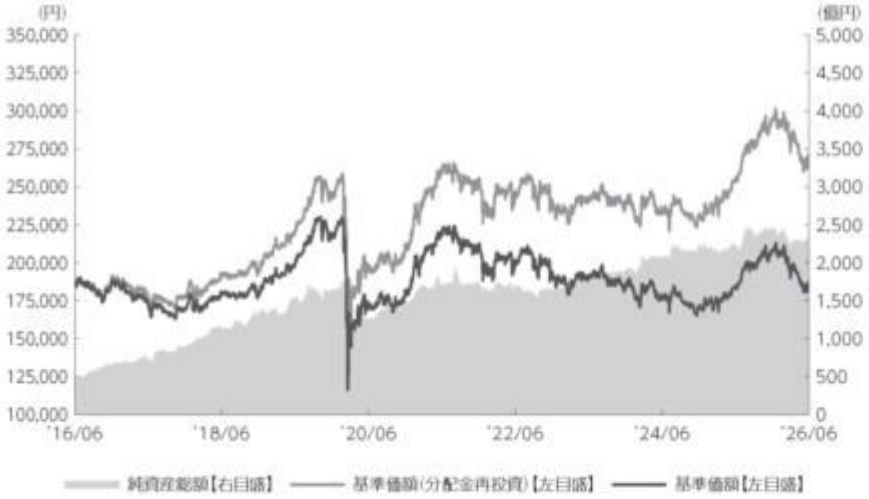

•基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	185,760円
純資産総額	2,331億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2026 年　6月	1,300円
2026 年　3月	3,300円
2025 年 12月	1,400円
2025 年　9月	2,800円
2025 年　6月	1,350円
2025 年　3月	3,020円
直近1年間累計	8,800円
設定来累計	80,850円

•分配金は100口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内リート	97.5%
コールローン他 (負債控除後)	2.5%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	比率
1	日本ビルファンド投資法人	7.0%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.6%
3	日本都市ファンド投資法人	5.3%
4	野村不動産マスターファンド投資法人	4.4%
5	GLP投資法人	4.1%
6	KDX不動産投資法人	4.1%
7	日本プロロジスリート投資法人	4.1%
8	オリックス不動産投資法人	3.6%
9	大和ハウスリート投資法人	3.4%
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	3.4%

その他資産の状況	比率
不動産投信指数先物取引　(買建)	2.5%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移

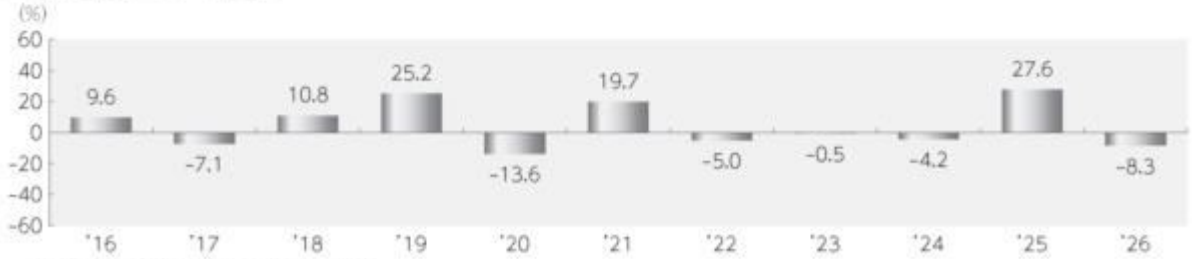

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2026年は年初から6月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

＜訂正前＞

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、当ファンドでは100口当たりの価額で表示されます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
ＭＡＸＩＳ専用サイト　https://maxis.am.mufg.jp/

＜訂正後＞

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数
なお、当ファンドでは100口当たりの価額で表示されます。
「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券
原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債
原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等
原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。
残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド
計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
ＭＡＸＩＳ専用サイト　https://maxis.am.mufg.jp/

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　四半期決算ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（2025年12月9日から2026年 6月 8日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＭＡＸＩＳ　Ｊリート上場投信】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 2025年12月 8日現在 ］	当期 ［ 2026年 6月 8日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,258,738,872	15,399,339,818
投資証券	235,557,971,600	220,399,420,950
派生商品評価勘定	149,042,170	-
未収入金	1,676,065,550	1,630,825,738
未収配当金	1,591,756,376	1,707,276,859
未収利息	168,266	301,552
前払金	-	466,453,980
その他未収収益	114,714,680	73,242,949
差入委託証拠金	182,937,662	208,571,895
流動資産合計	252,531,395,176	239,885,433,741
資産合計	252,531,395,176	239,885,433,741
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,110	426,174,060
前受金	154,507,500	-
未払金	-	382,620
未払収益分配金	1,670,678,226	1,617,534,334
未払受託者報酬	23,564,383	22,900,489
未払委託者報酬	76,205,457	72,541,507
未払利息	5,999,269	8,219,714
受入担保金	10,837,338,750	12,437,002,515
その他未払費用	21,263,336	21,011,405
流動負債合計	12,789,567,031	14,605,766,644
負債合計	12,789,567,031	14,605,766,644
純資産の部		
元本等		
元本	178,165,899,387	185,767,596,974
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	61,575,928,758	39,512,070,123
（分配準備積立金）	2,384,429	88,107,170
元本等合計	239,741,828,145	225,279,667,097

	前期 ［ 2025年12月 8日現在 ］	当期 ［ 2026年 6月 8日現在 ］
純資産合計	239,741,828,145	225,279,667,097
負債純資産合計	252,531,395,176	239,885,433,741

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2025年 6月 9日 至　2025年12月 8日	当期 自　2025年12月 9日 至　2026年 6月 8日
営業収益		
受取配当金	4,967,323,614	5,456,813,534
受取利息	41,164,209	50,741,733
有価証券売買等損益	24,529,610,801	△22,947,524,856
派生商品取引等損益	517,945,890	△447,225,310
その他収益	385,044,001	278,273,272
営業収益合計	30,441,088,515	△17,608,921,627
営業費用		
支払利息	35,592,539	41,517,267
受託者報酬	46,251,711	46,537,227
委託者報酬	148,722,764	148,582,054
その他費用	44,516,259	43,665,808
営業費用合計	275,083,273	280,302,356
営業利益又は営業損失（△）	30,166,005,242	△17,889,223,983
経常利益又は経常損失（△）	30,166,005,242	△17,889,223,983
当期純利益又は当期純損失（△）	30,166,005,242	△17,889,223,983
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	37,249,823,643	61,575,928,758
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,927,773,050	6,673,508,327
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,927,773,050	6,673,508,327
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,647,247,167	5,428,339,537
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,647,247,167	5,428,339,537
分配金	5,120,426,010	5,419,803,442
期末剰余金又は期末欠損金（△）	61,575,928,758	39,512,070,123

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025年12月 8日現在]	当期 [2026年 6月 8日現在]
１．　期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部交換元本額	182,867,328,020円 18,999,470,100円 23,700,898,733円	178,165,899,387円 21,955,759,400円 14,354,061,813円
２．　貸付有価証券 貸借取引契約により、以下の通り有価証券の貸付を行っております。 投資証券	10,276,606,600円	11,958,036,400円
３．　受益権の総数	119,334,159口	124,425,718口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2025年 6月 9日
至 2025年12月 8日

１.その他費用
上場費用および商標使用料等を含んでおります。

２.分配金の計算過程

第47期
2025年 6月 9日
2025年 9月 8日

項目		
当期配当等収益額	A	3,617,088,011円
分配準備積立金額	B	4,361,888円
配当等収益合計額	C=A+B	3,621,449,899円
経費	D	117,159,817円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	3,504,290,082円
収益分配金金額	F	3,449,747,784円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	54,542,298円
当ファンドの期末残存口数	H	123,205,278口
100口当たり分配金額	I=F/H*100	2,800円

第48期
2025年 9月 9日
2025年12月 8日

項目		
当期配当等収益額	A	1,740,851,274円
分配準備積立金額	B	54,542,298円
配当等収益合計額	C=A+B	1,795,393,572円
経費	D	122,330,917円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	1,673,062,655円
収益分配金金額	F	1,670,678,226円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	2,384,429円
当ファンドの期末残存口数	H	119,334,159口
100口当たり分配金額	I=F/H*100	1,400円

当期
自 2025年12月 9日
至 2026年 6月 8日

１.その他費用
上場費用および商標使用料等を含んでおります。

２.分配金の計算過程

第49期
2025年12月 9日
2026年 3月 8日

項目		
当期配当等収益額	A	3,928,897,044円
分配準備積立金額	B	2,384,429円
配当等収益合計額	C=A+B	3,931,281,473円
経費	D	122,236,706円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	3,809,044,767円
収益分配金金額	F	3,802,269,108円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	6,775,659円
当ファンドの期末残存口数	H	115,220,276口
100口当たり分配金額	I=F/H*100	3,300円

第50期
2026年 3月 9日
2026年 6月 8日

項目		
当期配当等収益額	A	1,815,414,228円
分配準備積立金額	B	6,775,659円
配当等収益合計額	C=A+B	1,822,189,887円
経費	D	116,548,383円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	1,705,641,504円
収益分配金金額	F	1,617,534,334円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	88,107,170円
当ファンドの期末残存口数	H	124,425,718口
100口当たり分配金額	I=F/H*100	1,300円

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2025年 6月 9日 至 2025年12月 8日	当期 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、不動産投信指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［2025年12月 8日現在］	当期 ［2026年 6月 8日現在］

１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 ［2025年12月 8日現在］	当期 ［2026年 6月 8日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	7,303,983,900	△23,339,575,571
合計	7,303,983,900	△23,339,575,571

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
投資証券関連

前期［2025年12月 8日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建	4,029,687,500	―	4,178,720,000	149,032,500
合計		4,029,687,500	―	4,178,720,000	149,032,500

当期［2026年 6月 8日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建	5,292,835,580	―	4,866,707,500	△426,128,080
合計		5,292,835,580	―	4,866,707,500	△426,128,080

（注）時価の算定方法

１　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

２　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

３　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	前期 自 2025年 6月 9日 至 2025年12月 8日	当期 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
関連当事者の名称	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	同左
関係内容	当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	同左

取引の内容	有価証券の貸付 品貸料の受取 利息の支払	同左
取引の種類別取引金額	有価証券の貸付 一円 品貸料の受取 368,454円 利息の支払 2,310,040円	有価証券の貸付 一円 品貸料の受取 233,551円 利息の支払 2,139,768円
取引条件及び取引条件の決定方針	社内規定に基づき、有価証券貸借取引契約を締結し、有価証券の貸付を行い、担保金を受入れております。取引条件は市場実勢を勘案して、合理的に決定しております。	同左
取引により発生した債権または債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高	受入担保金 705,107,025円 その他未収収益 13,200円 未払利息 83,277円	受入担保金 89,709,795円 その他未収収益 1,866円 未払利息 17,921円

	前期 自 2025年 6月 9日 至 2025年12月 8日	当期 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
関連当事者の名称	モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	同左
関係内容	当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	同左
取引の内容	有価証券の貸付 品貸料の受取 利息の支払	同左
取引の種類別取引金額	有価証券の貸付 一円 品貸料の受取 29,184円 利息の支払 96,645円	有価証券の貸付 一円 品貸料の受取 266,660円 利息の支払 1,300,662円
取引条件及び取引条件の決定方針	社内規定に基づき、有価証券貸借取引契約を締結し、有価証券の貸付を行い、担保金を受入れております。取引条件は市場実勢を勘案して、合理的に決定しております。	同左
取引により発生した債権または債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高	受入担保金 105,482,580円 その他未収収益 3,607円 未払利息 11,215円	受入担保金 72,404,430円 その他未収収益 2,745円 未払利息 11,624円

(注)有価証券の貸付の取引金額については、取引に伴う洗替を日々行っているものであり、かつ金額が多額であるため記載しておりません。

（１口当たり情報）

	前期 ［2025年12月 8日現在］	当期 ［2026年 6月 8日現在］
1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額)	2,009.00円 (200,900円)	1,810.56円 (181,056円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	4,690	530,439,000	貸付有価証券 334口
	サンケイリアルエステート投資法人	6,788	787,408,000	
	ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人	10,573	1,201,092,800	貸付有価証券 1,179口
	東海道リート投資法人	5,313	533,425,200	貸付有価証券 1,733口
	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	36,584	4,430,322,400	貸付有価証券 4,375口
	森ヒルズリート投資法人	24,527	3,092,854,700	貸付有価証券 1,446口
	産業ファンド投資法人	38,680	5,422,936,000	貸付有価証券 249口

アドバンス・レジデンス投資法人	43,634	6,532,009,800	
アクティビア・プロパティーズ投資法人	32,717	4,321,915,700	貸付有価証券 3,894口
ＧＬＰ投資法人	69,725	9,238,562,500	貸付有価証券 566口
コンフォリア・レジデンシャル投資法人	32,104	3,277,818,400	貸付有価証券 3,669口
日本プロロジスリート投資法人	109,084	9,064,880,400	貸付有価証券 478口
星野リゾート・リート投資法人	8,514	1,998,235,800	貸付有価証券 27口
Ｏｎｅリート投資法人	12,632	932,241,600	貸付有価証券 540口
イオンリート投資法人	25,732	3,116,145,200	貸付有価証券 614口
ヒューリックリート投資法人	18,724	2,849,792,800	貸付有価証券 512口
日本リート投資法人	27,955	2,334,242,500	貸付有価証券 1,318口
積水ハウス・リート投資法人	62,549	4,935,116,100	貸付有価証券 439口
トーセイ・リート投資法人	4,607	587,392,500	貸付有価証券 513口
ヘルスケア＆メディカル投資法人	5,500	588,500,000	貸付有価証券 255口
サムティ・レジデンシャル投資法人	5,870	561,759,000	貸付有価証券 306口
野村不動産マスターファンド投資法人	67,525	10,061,225,000	貸付有価証券 303口
いちごホテルリート投資法人	3,507	392,784,000	貸付有価証券 2,398口（619口）
ラサールロジポート投資法人	26,569	3,823,279,100	貸付有価証券 182口
スターアジア不動産投資法人	39,050	2,093,080,000	貸付有価証券 1,859口（1,609口）
マリモ地方創生リート投資法人	3,876	412,794,000	貸付有価証券 517口
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	46,791	4,899,017,700	貸付有価証券 772口
日本ホテル＆レジデンシャル投資法人	6,199	392,396,700	貸付有価証券 4,081口
投資法人みらい	29,179	1,247,402,250	貸付有価証券 784口
三菱地所物流リート投資法人	21,581	2,542,241,800	貸付有価証券 616口
ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	8,914	1,254,199,800	貸付有価証券 151口
セントラル・リート投資法人	3,437	358,479,100	貸付有価証券 300口
ＭＩＲＡＲＴＨ不動産投資法人	15,426	1,258,761,600	貸付有価証券 624口
霞ヶ関ホテルリート投資法人	2,637	250,778,700	貸付有価証券 698口

	日本ビルファンド投資法人	127,999	15,590,278,200	貸付有価証券 17,406口
	ジャパンリアルエステイト投資法人	111,299	12,498,877,700	貸付有価証券 14,054口
	日本都市ファンド投資法人	110,033	12,037,610,200	貸付有価証券 6,187口
	オリックス不動産投資法人	84,443	7,929,197,700	貸付有価証券 8,232口
	日本プライムリアルティ投資法人	58,758	5,440,990,800	貸付有価証券 7,767口
	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	21,338	2,754,735,800	貸付有価証券 1,801口
	東急リアル・エステート投資法人	13,971	2,492,426,400	貸付有価証券 691口
	グローバル・ワン不動産投資法人	16,655	1,812,064,000	貸付有価証券 461口
	ユナイテッド・アーバン投資法人	48,855	7,728,861,000	貸付有価証券 60口
	森トラストリート投資法人	40,845	2,944,924,500	貸付有価証券 735口
	インヴィンシブル投資法人	116,973	7,018,380,000	貸付有価証券 641口
	フロンティア不動産投資法人	37,242	3,005,429,400	貸付有価証券 694口
	平和不動産リート投資法人	17,414	2,316,062,000	貸付有価証券 431口
	日本ロジスティクスファンド投資法人	42,010	3,843,915,000	貸付有価証券 235口
	福岡リート投資法人	11,962	2,027,559,000	
	ＫＤＸ不動産投資法人	61,790	9,571,271,000	貸付有価証券 61口
	いちごオフィスリート投資法人	15,191	1,276,044,000	貸付有価証券 753口
	大和証券オフィス投資法人	8,580	2,706,990,000	貸付有価証券 1,363口
	阪急阪神リート投資法人	10,103	1,386,131,600	貸付有価証券 4,675口
	スターツプロシード投資法人	3,542	641,456,200	貸付有価証券 631口
	大和ハウスリート投資法人	65,977	7,798,481,400	貸付有価証券 560口
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	90,318	6,773,850,000	貸付有価証券 4,291口
	大和証券リビング投資法人	31,026	3,062,266,200	
	ジャパンエクセレント投資法人	17,767	2,418,088,700	貸付有価証券 964口
合計		2,025,284	220,399,420,950	

(注1)貸付有価証券の（　）内は、委託者の利害関係人である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社又はモルガン・スタンレーMUＦＧ証券株式会社に対する貸付で、内書であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【ＭＡＸＩＳ　Ｊリート上場投信】

【純資産額計算書】

2026年 6月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	245,044,590,003
Ⅱ　負債総額	11,943,382,211
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	233,101,207,792
Ⅳ　発行済口数	125,485,232口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1,857.60
（100口当たり）	（185,760）

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

＜更新後＞

（１）資本金の額等

2026年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィード

バックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。
2026年 6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	788	64,380,039
追加型公社債投資信託	17	1,655,821
単位型株式投資信託	43	261,385
単位型公社債投資信託	34	97,287
合　計	882	66,394,531

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

＜更新後＞

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受け

ております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第40期 (2025年3月31日現在)		第41期 (2026年3月31日現在)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		37,354		38,323
有価証券		700		3,347
前払費用		770		937
未収入金		25		0
未収委託者報酬		24,418		29,726
未収収益	※2	1,005	※2	1,081
金銭の信託		1,650		3,151
その他		398		526
流動資産合計		66,325		77,094
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	2,762	※1	2,581
器具備品	※1	1,045	※1	1,542
土地		628		628
建設仮勘定		747		6
有形固定資産合計		5,184		4,758
無形固定資産				
ソフトウェア		4,452		4,732
ソフトウェア仮勘定		1,003		861
無形固定資産合計		5,456		5,594
投資その他の資産				
投資有価証券		10,302		17,107
関係会社株式		159		159
投資不動産	※1	1,712	※1	1,641
長期差入保証金		690		689
繰延税金資産		1,640		1,362
その他		45		45
貸倒引当金		△23		△23
投資その他の資産合計		14,526		20,981
固定資産合計		25,166		31,334
資産合計		91,491		108,428

（単位：百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	474	567
未払金		

未払収益分配金		114		130
未払償還金		151		166
未払手数料		8,878		11,249
その他未払金	※2	819	※2	1,817
未払費用	※2	10,352	※2	11,814
未払消費税等		1,211		1,352
未払法人税等		3,187		4,562
賞与引当金		1,308		1,636
役員賞与引当金		259		307
その他		1		0
流動負債合計		26,761		33,606
固定負債				
退職給付引当金		1,654		1,726
役員退職慰労引当金		25		11
時効後支払損引当金		244		240
資産除去債務		1,444		1,460
その他		29		29
固定負債合計		3,398		3,467
負債合計		30,159		37,074
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		12,846		21,587
利益剰余金合計		13,189		21,929
株主資本合計		59,921		68,662

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,410	2,691
評価・換算差額等合計	1,410	2,691
純資産合計	61,332	71,354
負債純資産合計	91,491	108,428

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	114,618	127,568
投資顧問料	3,645	4,011
その他営業収益	2	0
営業収益合計	118,266	131,580
営業費用		
支払手数料	39,884	45,876
広告宣伝費	692	624
公告費	0	0
調査費		
調査費	4,604	5,304
委託調査費	32,816	34,202
事務委託費	2,486	2,110
営業雑経費		
通信費	156	139
印刷費	389	366
協会費	88	103
諸会費	23	27
事務機器関連費	2,925	3,252
営業費用合計	84,071	92,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	469	502
給料・手当	7,985	8,390
賞与引当金繰入	1,308	1,636
役員賞与引当金繰入	259	307
福利厚生費	1,538	1,613
交際費	12	13
旅費交通費	132	195
租税公課	478	709
不動産賃借料	644	634
退職給付費用	377	379
固定資産減価償却費	2,383	2,609
諸経費	1,174	1,198
一般管理費合計	16,765	18,192
営業利益	17,429	21,380

（単位：百万円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
営業外収益		
受取配当金	107	171
有価証券利息	-	8
受取利息	12	81
投資有価証券償還益	29	6
収益分配金等時効完成分	4	57
受取賃貸料	214	204

その他		22		34
営業外収益合計		390		563
営業外費用				
投資有価証券償還損		7		10
時効後支払損引当金繰入		15		-
事務過誤費		7		23
賃貸関連費用		188		182
投資事業組合運用損		-		19
その他		9		0
営業外費用合計		227		236
経常利益		17,592		21,707
特別利益				
投資有価証券売却益		739		326
特別利益合計		739		326
特別損失				
投資有価証券売却損		138		14
投資有価証券評価損		-		37
固定資産除却損	※2	18	※2	2
固定資産売却損	※1	6		-
減損損失	※4	1,306		-
事業譲渡関連損失	※5	491		-
特別損失合計		1,961		54
税引前当期純利益		16,371		21,979
法人税、住民税及び事業税	※3	5,356	※3	6,780
法人税等調整額		△344		△312
法人税等合計		5,011		6,468
当期純利益		11,359		15,510

（３）【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金	

	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		△6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△6,998	△27,390	△34,388	△34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921

当期変動額				
剰余金の配当		△6,770	△6,770	△6,770
当期純利益		15,510	15,510	15,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	8,740	8,740	8,740
当期末残高	342	21,587	21,929	68,662

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当期変動額			
剰余金の配当			△6,770
当期純利益			15,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,281	1,281	1,281
当期変動額合計	1,281	1,281	10,021
当期末残高	2,691	2,691	71,354

[注記事項]

（重要な会計方針）

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　5年～50年
器具備品　3年～20年
投資不動産　3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向け

て、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号　2026年1月9日　企業会計基準委員会）
「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号　2026年1月9日　企業会計基準委員会）

(1)概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	682百万円	862百万円
器具備品	2,168百万円	1,144百万円
投資不動産	288百万円	359百万円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
未収収益	16百万円	37百万円
その他未払金	43百万円	215百万円
未払費用	29百万円	183百万円

（損益計算書関係）

※1.固定資産売却損の内訳

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
器具備品	6百万円	－
計	6百万円	－

※2.固定資産除却損の内訳

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
建物	―	2百万円
器具備品	2百万円	0百万円
ソフトウェア	―	―
電話加入権	15百万円	―
計	18百万円	2百万円

※3.関係会社に対する主な取引
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
法人税、住民税及び事業税	42百万円	251百万円

※4.減損損失
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。
現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。
なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

※5.事業譲渡関連損失
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 45,747百万円
② １株当たり配当額 216,218円
③ 基準日 2024年3月31日
④ 効力発生日 2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	31,998円
④	基準日	2025年3月31日
⑤	効力発生日	2025年6月27日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	１株当たり配当額	31,998円
③	基準日	2025年3月31日
④	効力発生日	2025年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	12,408百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	58,647円
④	基準日	2026年3月31日
⑤	効力発生日	2026年6月26日

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第40期（2025年3月31日現在）	第41期（2026年3月31日現在）
1年内	681百万円	171百万円
1年超	170百万円	4百万円
合計	851百万円	176百万円

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）及び国債で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格の

ない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注3）参照）。

第40期(2025年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)	現金及び預金	37,354	37,352	△1
(2)	有価証券	700	700	－
(3)	金銭の信託	1,650	1,650	－
(4)	投資有価証券	10,099	10,099	－
	資産計	49,805	49,803	△1

（注1）　「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）　現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

（注3）　市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

（注4）　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注5）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)　（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	－	－	－
金銭の信託	1,650	－	－	－
未収委託者報酬	24,418	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

第41期(2026年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)	有価証券	3,347	3,347	－
(2)	金銭の信託	3,151	3,151	－
(3)	投資有価証券	16,751	16,751	－
	資産計	23,250	23,250	－

（注1）　「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）　投資有価証券には、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注3）　市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額355百万円）は上記に含めておりません。

（注4）　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注5）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第41期(2026年3月31日現在)　（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	38,323	―	―	―
金銭の信託	3,151	―	―	―
未収委託者報酬	29,726	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	1,999	―	―	―
投資信託	1,348	2,241	1,919	1,996
合計	74,548	2,241	1,919	1,996

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

なお、時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません（（1）＊ 参照）。

レベル1の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	―	700	―	700
金銭の信託	―	1,650	―	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	―	10,099
資産計	2,601	9,849	―	12,450

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第41期(2026年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,999	1,348	―	3,347
金銭の信託	―	3,151	―	3,151
投資有価証券(＊)	5,740	10,711	―	16,451
資産計	7,739	15,210	―	22,950

（＊）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額 300百万円）は、上記には含めておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	―	―	0	300	―	―	300	―

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが300百万円であります。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	―	998	―	998
資産計	―	998	―	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

第41期(2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	2,593	2,884	△290
	小計	2,593	2,884	△290
合計		12,450	10,392	2,058

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）を含めております。

第41期(2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	17,489	13,219	4,269
	小計	17,489	13,219	4,269
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	1,999	1,999	△0
	その他	3,762	4,091	△328
	小計	5,761	6,090	△329
合計		23,250	19,309	3,940

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は3,151百万円、取得原価は3,150百万円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	1,780	326	14

合計	1,780	326	14

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度においては、減損処理を行っておりません。

当事業年度において、有価証券について37百万円（その他有価証券のその他37百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,652 百万円	3,437 百万円
勤務費用	180	178
利息費用	47	67
数理計算上の差異の発生額	△207	△239
退職給付の支払額	△236	△286
過去勤務費用の発生額	―	―
退職給付債務の期末残高	3,437	3,157

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
年金資産の期首残高	2,492 百万円	2,350 百万円
期待運用収益	44	42
数理計算上の差異の発生額	△62	144
事業主からの拠出額	―	―
退職給付の支払額	△116	△154
退職給付制度終了に伴う調整額	△8	―
年金資産の期末残高	2,350	2,383

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,018 百万円	1,762 百万円
年金資産	△2,350	△2,383
	△332	△620
非積立型制度の退職給付債務	1,418	1,394
未積立退職給付債務	1,086	773
未認識数理計算上の差異	660	979
未認識過去勤務費用	△92	△27
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726

退職給付引当金	1,654	1,726
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
勤務費用	180 百万円	178 百万円
利息費用	47	67
期待運用収益	△44	△42
数理計算上の差異の費用処理額	△43	△64
過去勤務費用の費用処理額	65	65
その他	△0	1
確定給付制度に係る退職給付費用	204	205

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
債券	64.7 %	67.8 %
株式	33.2	29.2
その他	2.1	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
割引率	2.07～2.11%	2.89～2.97%
長期期待運用収益率	1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度173百万円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	392百万円	385百万円
投資有価証券評価損	28	40
未払事業税	173	245
賞与引当金	400	515
役員賞与引当金	48	67

役員退職慰労引当金	8	3
退職給付引当金	521	544
減価償却超過額	291	297
資産除去債務	52	87
時効後支払損引当金	77	75
その他	296	339
繰延税金資産　小計	2,290	2,603
評価性引当額	―	―
繰延税金資産　合計	2,290	2,603
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△648	△1,238
その他	△1	△2
繰延税金負債　合計	△649	△1,241
繰延税金資産の純額	1,640	1,362

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1.当該資産除去債務の概要
建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2.当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3.当該資産除去債務の総額の増減

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
期首残高	1,428百万円	1,444百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	―	―
時の経過による調整額	15百万円	15百万円
期末残高	1,444百万円	1,460百万円

（収益認識関係）
1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報
収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注3）	科目	期末残高（注3）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額（注1）	42百万円	その他未払金	43百万円
						経営管理	経営管理手数料（注2）	508百万円		
						役員の兼任				

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注3）	科目	期末残高（注3）
親	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額（注1）	251百万円	その他未払金	215百万円

会社						経営管理 役員の兼任	経営管理手数料（注2）	647百万円		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

２．経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。

３．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） 投資助言料（注2）	5,310百万円 451百万円	未払手数料 未払費用	952百万円 237百万円
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） コーラブル預金の預入（注3）	4,747百万円 1,000百万円	未払手数料 現金及び預金	1,115百万円 1,000百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	8,404百万円	未払手数料	1,572百万円

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） 投資助言料（注2）	5,693百万円 460百万円	未払手数料 未払費用	1,169百万円 262百万円
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,038百万円	未払手数料	1,350百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	9,745百万円	未払手数料	1,832百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

２．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

３．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
１株当たり純資産額	289,876.37円	337,242.83円
１株当たり当期純利益金額	53,688.15円	73,309.88円

（注）1．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当期純利益金額　（百万円）	11,359	15,510
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―

普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	11,359	15,510
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜更新後＞

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
②資本金の額：324,279百万円（2026年３月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額（2026年３月末現在）	③事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＪＰモルガン証券株式会社	73,272　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
シティグループ証券株式会社	96,307　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ・キャピタル証券株式会社	950　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
バークレイズ証券株式会社	38,945　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＢＮＰパリバ証券株式会社	102,025　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	3,550　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	62,149　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

３【資本関係】

＜訂正前＞

該当ありません。（2025年12月末現在）
（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

＜訂正後＞

該当ありません。（2026年6月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【その他】

＜訂正前＞

（１）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。

（２）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。

・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

（３）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

（４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。

（５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

（６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。

（７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

＜訂正後＞

（１）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。

（２）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。

・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

・ファンドの約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

（３）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

（４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。

（５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

（６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。

（７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年8月12日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＡＸＩＳ Ｊリート上場投信の2025年12月9日から2026年6月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＡＸＩＳ Ｊリート上場投信の2026年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1.　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	鶴　見　将　史
指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	田　嶋　大　士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。